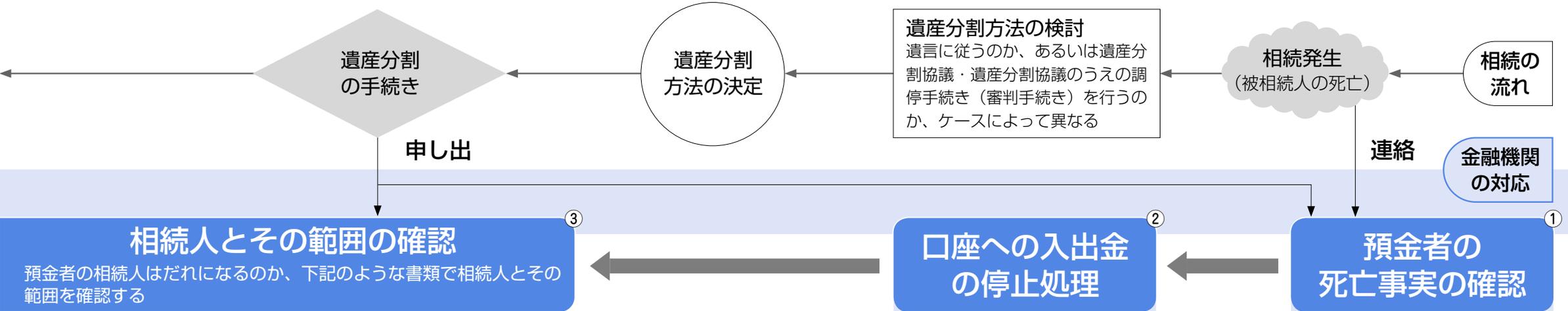


# 図解 相続発生時の対応と

# 預金払戻しまでの手続き

次ページに続く

ここでは、相続の基本的な流れと金融機関の相続預金に関する手続きをまとめています。預金者の死亡事実の確認と相続預金の払戻し（名義変更）に必要な書類も記載しているので確認しましょう。



## ● 次のような相続人関係ではこんな書類を取り受けよう

相続人関係図	確認書類（入手先：市区町村役場）
<p>ケース1：被相続人に配偶者・子がいる場合</p> <p>■ = 死亡 □ = 相続人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被相続人の誕生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>子の現在の戸籍謄本</li> <li>※ 戸籍謄本には改製原戸籍・除籍謄本を含む。以上の中で重複するものは1部で足りる</li> </ul>

相続人関係図	確認書類（入手先：市区町村役場）
<p>ケース2：被相続人に配偶者・子がいるが、子のうち1人が被相続人より先に死亡、代襲相続が発生する場合</p> <p>■ = 死亡 □ = 相続人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被相続人の誕生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>子の現在の戸籍謄本</li> <li>死亡している子の誕生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>死亡している子の子（被相続人の孫）の現在の戸籍謄本</li> <li>※ 戸籍謄本には改製原戸籍・除籍謄本を含む。以上の中で重複するものは1部で足りる</li> </ul>

## 預金の管理

- 相続人間で当該預金をだれがどのように相続するのか決定し、その後の相続手続きを終えるまで、金融機関のほうで口座を管理する
- 原則入出金はできないが、やむを得ない場合は、共同相続人全員の同意を得るなどして対応することもある

## 口座への入出金の停止処理

- 預金者の死亡の事実を確認したら、直ちに当該預金者の口座について入出金を停止する処理を行う
- 預金のほか、口座振替や預かり資産、貸金庫、融資等の取引がないか、僚店を含めて確認し、すべての取引を停止する



## 預金者の死亡事実の確認

- 遺族より預金者が死亡した旨の連絡を受けたときは、弔意を表したうえで、死亡日や死亡した預金者と届出人の関係性、届出人の連絡先、相続人関係等を聞き取る
- 預金者（被相続人）の死亡の事実を次のような書類で確認する

主な確認書類	入手先
死亡診断書	病院や医院等
被相続人の住民票の除票（写し）	市区町村役場
被相続人の除籍謄本あるいは戸籍謄本（除籍が記載）	市区町村役場

- 相続預金の払戻しなどの手続きで必要となる書類を、一覧表などを用いて丁寧に説明する